

『野洲市エネルギー価格高騰対策事業者支援金』申請要領

【概要】 ※対象者や申請方法など詳しい要件は必ず確認してください。

1. 目的・趣旨

エネルギー価格等の高騰が長引くなか、その影響を受ける市内に事業所を有する中小企業基本法に定められた中小企業が所有する車両の一部経費を交付し、負担軽減を図るための支援金です。

※1

※1 詳しくは6ページをご覧ください。

2. 支援金の額

対象車両 1台20,000円 (但し、個人事業主は1台、法人は5台を上限とする。)

3. 対象者

次の①～⑤をすべて満たしていること(詳しくは2ページへ)。

- ① 令和5年3月31日以前から引き続き野洲市内に事業所を有し、今後も市内で事業を継続する意思のある個人事業主または法人
- ② 副業ではなく、反復継続的に営利目的で事業を営み、確定申告をしている事業者。
- ③ 事業のために所有し、または自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両がある事業者 (((個人)事業主名義 (法人)法人名義に限る))
- ④ 市税の未納がない事業者。
- ⑤ 車両燃料費について、原油価格高騰にかかる他の公的制度に基づく補助や助成を受けていない事業者。※野洲市(障がい者自立支援課、介護保険課)が実施する「野洲市福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金」の対象事業者は、本支援の対象外となります。詳細につきましては、障がい者自立支援課、介護保険課にお問合せ下さい。

4. 対象車両

※事業の用に供し、自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の記載が全項目で下記に該当する車両に限る。

自動車検査証の項目	記載内容
登録年月日/交付年月日	申請日以前の日付。
自動車の種別	「普通」、「小型」、「軽自動車」(被けん引車を除く、4輪以上の車両)。
所有者の氏名又は名称、所有者の住所	【所有の場合】(個人)事業主名義、(法人)法人名義に限る。 【リースの場合】リース会社の名義。
使用者の氏名又は名称、使用者の住所	【所有、リースともに】 (個人)事業主名義、(法人)法人名義に限る。
使用の本拠の位置	野洲市内であること。
有効期間の満了する日	申請時点で有効な日付。

(注)自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「***」という表記は、所有者と使用者が同一であること、または使用の本拠の位置と使用者の住所が同一であることを示します。

5. 申請期間

令和5年8月21日(月)～令和5年10月31日(火) (期間内の消印有効)

※予算額に達した時点で受付が締め切りとなりますのでご了承下さい。

(問い合わせ・申請先)

野洲市商工会

〒520-2423 野洲市西河原2400番地

電話 077-589-4880

「エネルギー価格高騰対策事業者支援金」係

(平日:9:00～17:00)

1. 申請要件など(申請の前にご確認ください！)

☆注意事項☆

- (1) 別の補助金との併給、書類の偽造、申請する業種・事業を営むために必要な許認可を受けていないなど、虚偽申請による不正受給が発覚した場合は、交付決定を取り消します。
この場合、支援金を全額返還しなければなりません。
- (2) 要件確認のため、申請する業種・事業を営むために必要な許認可証などの提出を求めることがあります。

(1)対象者の要件

1ページの3. 対象者で、次のすべての項目に該当する場合は支援金の申請ができます。

□次のいずれかにも該当しないこと。

- (ア) 公共法人(法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する法人)
- (イ) 公益法人、特定非営利活動法人、学校法人(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定する事業を行っているものを除く。)
- (ウ) 宗教法人その他の宗教上の組織又は団体。
- (エ) 農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合。
- (オ) 政治団体又は政治後援会。
- (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者。
- (キ) 事業者、団体、従業員、住民等が組織した団体で、団体の目的を達成するため、事業の振興、啓発、共助、自治、親睦、交流、スポーツ、美化、慈善活動、地位向上等を行うことを主たる活動とする団体(例:商工会、工業会、労働組合、区・町内会等の自治組織等)
- (ク) 農業・林業・漁業のみを行う事業者は対象外。
- (ケ) 青色申告会、商店会、医療法人、社会福祉法人、医師、歯科医師、助産師、労働金庫、公社。

□次の項目に該当していること。

申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者。

□車両燃料費を対象にした公的補助・助成金等(原油価格高騰対策に係るもの)をいずれも受けていないこと。

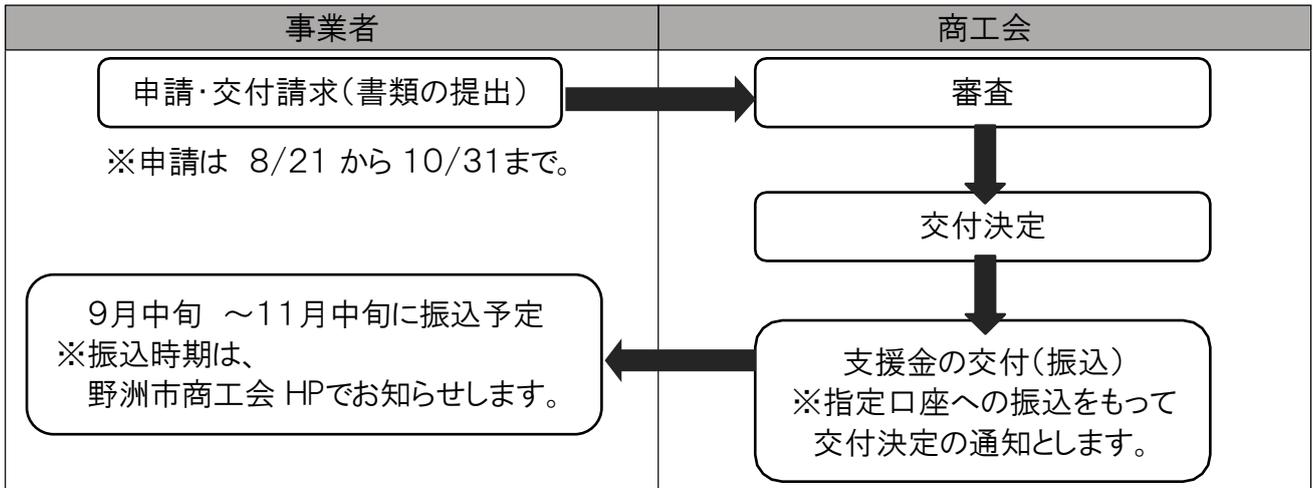
(2)対象車両の要件

1ページの4. 対象車両に全項目で該当する場合は申請ができます。なお、申請の際には次の点にご注意ください。

- (ア) 燃料の種別は問いません。
- (イ) ローン購入等により所有権が留保される場合は、自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「使用者の氏名又は名称」、「使用者の住所」が(個人)事業主名義、(法人)法人名義で、「使用の本拠の位置」が野洲市内であれば申請できます。

2. 申請手続き

(1) 申請の流れ



(2) 受付期間

令和5年8月 21日(月)～令和5年10月 31日(火) (期間内の消印有効)

※予算額に達した時点で受付が締め切りとなりますのでご了承ください。

(3) 申請方法

必要書類(4ページ)を受付期間内に商工会へ郵送。(1事業者1回のみ)。

※郵便事故防止等のため簡易書留等の追跡可能な方法を推奨します。

※当会のポストに直接投函された場合は、受付をいたしません。

(郵送先) 〒520-2423 野洲市西河原2400番地

野洲市商工会

「エネルギー価格高騰対策事業者支援金」係 宛

(4) 必要書類チェックリスト

申請書類に不備があると、再提出をお願いすることがあります。必ず事前に、このチェックリストおよび5ページの「よくある質問」で詳細を確認してください。

法人		個人事業主	
<input type="checkbox"/>	野洲市 エネルギー価格高騰対策事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号) ※申請者欄の「業種」は日本標準産業分類の大分類(6ページ)から選んで記入してください。選ぶ業種が分からない場合は業務内容を記入してください。		
法人		個人事業主	
★上記の申請書兼請求書に次の(ア)～(エ)を添付して提出してください。			
<input type="checkbox"/>	(ア)直前の事業年度の確定申告書別表一の写し(税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの) ※創業して間もなく確定申告をしていない場合は、(ア)に代わるものとして、次の書類を提出してください。 →法人の現在事項全部証明書の写し(発行日から3か月以内のもの)	<input type="checkbox"/>	(ア)直前の確定申告書 第一表の写し(税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの) ※R5.1/1～3/31の間に創業された方は、開業届の写し(税務署の受付印が必ずあるもの)を提出して下さい。
<input type="checkbox"/>	(イ)自動車検査証写し(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項写しも要) (対象車両分全て)		
<input type="checkbox"/>	(ウ)市税の完納証明書(発行日から3か月以内の原本) ※市税の完納証明書は、市役所税務課窓口(本庁舎)で申請できます。市町により名称が異なる場合がありますが、 <u>未納がない証明ができるもの</u> を添付。		
<input type="checkbox"/>	(エ)振込先口座の通帳の写し(通帳表紙と見開き) ※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人(フリガナ含む)が分かるページの写しを提出してください。		
<input type="checkbox"/>	(オ)エネルギー価格高騰対策事業者支援金アンケート(任意)		
※要件を確認するため、上記以外の書類の提出を求められることがあります。			

(5) 申請書類の入手方法

申請書は、野洲市商工会ホームページ、または商工会窓口で入手できます。

3. よくある質問

Q1: 本社は市外ですが、事業所が市内にある場合は対象になりますか。

A1: 営業所や店舗が市内にあれば対象になります。その他の要件を確認し、申請してください。

Q2: 市外在住の個人事業主が市内に事業所を持っている場合は対象になりますか。

A2: 対象になります。対象車両の要件、その他の要件を確認して申請してください。

なお、必要書類の「完納証明書」は、お住いの市町村で交付を受けてください。

Q3: 令和5年3月31日以前から引き続き市内で事業を行っていますが、来月市外へ事務所を移転します。この場合、補助の対象になりますか。

A3: 対象外です。今後も引き続き市内で事業を継続する意思があることが要件です。

Q4: 市税に滞納がありますが対象になりますか。

A4: 対象外です。滞納がないことが要件です。

Q5: 電気自動車は対象になりますか。

A5: 対象になります。燃料の種別は問いません。

Q6: 令和5年4月1日以降に登録を抹消した車両は対象になりますか。

A6: 対象外です。申請時点で所有している車両であることが要件です。

Q7: 特殊車両は対象になりますか。

A7: 対象外です。自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「自動車の種別」の欄が、「普通」、「小型」、「軽自動車」で、被けん引車を除く、4輪以上の車両であることが要件です。

Q8: 自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「使用の本拠の位置」が野洲市内でない場合は対象になりますか。

A8: 対象外です。

道路運送車両法上、「使用の本拠の位置」に変更があったときは、15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないこととされています。

※「使用の本拠の位置」の変更後、15日以内であって、申請時点で変更登録の申請ができていなかったなどの場合は、変更後に申請をして下さい。

Q9: 申請書に押印は必要ですか。

A9: 必要です。この事業の申請書は請求書を兼ねていますので、押印が必要です。

Q10: 確定申告書は税務署の受付印が必要ですか。

A10: 必要です。電子申告の場合は、申告書に「受信通知」を添付してください。

(参 考)

(1) 日本標準産業分類 (大分類)

申請書の申請者欄の「業種」の項目には、次の業種の中から選んで記入してください。

A	農業、林業	K	不動産業、物品賃貸業
B	漁業	L	学術研究、専門・技術サービス業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	M	宿泊業、飲食サービス業
D	建設業	N	生活関連サービス業、娯楽業
E	製造業	O	教育、学習支援業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	P	医療、福祉
G	情報通信業	Q	複合サービス事業
H	運輸業、郵便業	R	サービス業 (他に分類されないもの)
I	卸売業・小売業	T	分類不能の産業
J	金融業・保険業		

(2) 中小企業基本法に定められた中小企業とは下記の表に該当する事業所 (中小企業者と小規模企業者) となります。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下